

原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認について

発出年月日：平成4.12.2

文書番号：沖例規交企4

公表範囲：概要

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の2第2項の規定により警察署長が行う確認（以下「確認」という。）については、「道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の運営について」（平成4年9月3日付け警察庁丙交企発第101号、丙交指発第37号、丙規発第32号、丙都交発第34号、丙運発第25号）によるほか、下記のとおりその手続きを定めたものである。